

問 1

生命保険に係るコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP[®]認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP[®]認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 先日、夫が急病で倒れ、深夜3時頃病院に緊急搬送されましたが、容態が落ち着いたため、その日の夕方に退院しました。手術等は受けていません。日帰り入院が保障される医療保険に加入しているのですが、日帰り入院か通院かを知りたいのですが、どうすればよいのでしょうか。

CFP[®]認定者 : 病院が発行する領収証等に「入院料等」の診療報酬点数の記載があれば、一般的には日帰り入院と考えられます。ただし、詳細は病院にご確認ください。

2. 相談者B : 保険契約者(保険料負担者)および被保険者である夫が亡くなり、妻である私が定期保険の死亡保険金を受け取りました。前納保険料の未充当分も同時に受け取ったのですが、これは相続税の課税対象になりますか。

CFP[®]認定者 : 前納保険料は保険金・給付金ではないので、死亡保険金には含まれず、相続税の課税対象とはなりません。

3. 相談者C : 先日入院しましたが、入院期間中に医療保険の保険期間が満了になりました。保険期間満了後の入院についても入院給付金を受け取ることはできるのでしょうか。

CFP[®]認定者 : 一般的には、保険期間の満了前に入院を開始すれば、退院が保険期間の満了後であっても、支払限度日数の範囲内で退院までの入院給付金を受け取ることができます。

4. 相談者D : 変額保険への加入を勧められた際に解約控除という用語が出てきたのですが、解約控除とはどのようなものなのでしょうか。

CFP[®]認定者 : 解約控除とは、解約に係る諸費用の一つです。契約日から一定期間内に解約や減額をした場合に、経過年数に応じた所定の金額が積立金から控除されます。

(問題2)

(設問B) 保険業法における保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険期間が1年以内の保険契約は、クーリング・オフの対象とならない。
2. 申込者が、自ら指定して自宅で保険契約を申し込んだ場合、その保険契約はクーリング・オフの対象とならない。
3. 個人事業主が事業のために締結した保険契約は、クーリング・オフの対象とならない。
4. 既存の保険契約に特約を中途付加した場合、その保険契約はクーリング・オフの対象とならない。

(問題3)

(設問C) 生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいい、時価が帳簿価額を上回る場合、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子（ソルベンシー・マージン総額）に算入される。
2. 実質純資産額とは、時価ベースの資産合計から資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出されるもので、行政監督上の指標の一つである。
3. 基礎利益は、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益と臨時損益を控除して求める。
4. 一般勘定では、変額保険や変額個人年金保険など資産運用実績が直接保険金等に反映される資産も含めて運用と管理を行っている。

(問題4)

(設問D) 金融庁は、2021年12月に「保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という）」を改正し、「顧客に対して公的保険制度等に関する適切な情報を提供し、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえで、意向に沿った保険契約の締結がなされているか」という点を明確化した。この改正監督指針に関する下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[監督指針Ⅱ-4-2-1（4）①特定保険募集人等の教育について]

保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。また、公的保険を（ア）する民間保険の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

[監督指針Ⅱ-4-2-2（3）①意向把握・確認の方法]

意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの（イ）や公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結するよう図っているか。

そのために、（ウ）の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。

(出所) 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」を基に作成

1. (ア) 補完 (イ) 資産運用方針 (ウ) 傷病手当金
2. (ア) 補完 (イ) ライフプラン (ウ) 公的年金
3. (ア) 代替 (イ) ライフプラン (ウ) 傷病手当金
4. (ア) 代替 (イ) 資産運用方針 (ウ) 公的年金

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 別所さんが、(1) 2023年中に支払った医療費等、(2) 2023年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。別所さんの2023年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、別所さんの2023年分の総所得金額等は700万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

(1) 2023年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	別所さん本人	ケガの治療に係る入院治療等の費用 (うち食事負担金 標準負担額) (うち治療等を受けるための通院費)	20万円 (3万円) (0.5万円)	(注1)
②	別所さん本人	健康診断費用 健康診断費用とは別に支払った費用	3万円 10万円	(注2)
③	別所さん本人	近視矯正のために購入した眼鏡の費用	10万円	—
④	別所さんの妻	薬局で購入した風邪薬代、胃腸薬代	0.5万円	(注3)

(注1) 電車、バスなどの公共交通機関を利用したことによる費用。
 (注2) 健康診断の結果、重大な疾病が発見され、その治療費等として支払った費用。
 (注3) 別所さんの妻は、別所さんと生計を一にしている。

(2) 2023年中に受け取った給付金等
 生命保険からの入院給付金等：10万円（上記(1)の①別所さん本人の治療費に係るもの)

1. 10.5万円
2. 13.0万円
3. 13.5万円
4. 23.5万円

(問題6)

(設問B) 山根さん(69歳・男性)の2023年分の収入は、下記<資料>のとおりである。山根さんの2023年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程においては小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：200万円
- ② 企業年金：65万円(受取期間10年)
企業型確定拠出年金(企業型DC)に基づく年金であり、在職中、山根さんがマッチング拠出により270万円拠出している。
- ③ 個人年金保険(20年保証期間付終身年金)：30万円(内訳：基本年金および増額年金合計で30万円、配当0円)
山根さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は65歳であった。
既払込正味保険料総額：550万円
- ④ 相続した個人年金保険(15年確定年金)：36.4万円
山根さんの父が2018年10月に死亡し相続した契約であり、2018年11月分から山根さんが年金を受け取っている。
既払込正味保険料総額：382.2万円(契約当初より山根さんの父が全額を負担)
年金受給権の相続税評価額：504.6万円
総収入金額算入額(課税部分)：1.3万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

<余命年数表 (抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 130.49万円
2. 130.79万円
3. 157.79万円
4. 168.32万円

(問題7)

(設問C) 伊丹さんが2023年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。伊丹さんの2023年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④の保険契約者(保険料負担者)は伊丹さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	養老保険	伊丹さん	満期保険金	500万円	500万円	(注1)
②	生前給付保険	伊丹さん	特定疾病保険金	100万円	50万円	—
③	定期保険	伊丹さんの母	死亡保険金	300万円	50万円	(注2)
④	一時払 終身保険	伊丹さん	解約返戻金	350万円	300万円	(注3)

(注1) 受取額は、満期保険金から契約者貸付金およびその利息の合計額20万円を控除した額である。

(注2) 伊丹さんの母は2023年10月に死亡した。

(注3) 加入してから4年10ヵ月後に解約した。

1. 10万円
2. 110万円
3. 125万円
4. 135万円

(問題8)

(設問D) 筒井さんが2023年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。筒井さんの2023年分の所得税の生命保険料控除の金額として、控除額が最も大きいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われているものとする。また、契約②③は配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	団体定期保険 (Bグループ保険)	2010年	月払い	33,600円	(注1)
②	医療保険	2011年	月払い	49,000円	(注2)
③	個人年金保険	2011年	年払い	100,000円	(注3)

(注1) 毎年4月1日に自動更新する1年契約のものであり特約の付加はない。2023年に受け取った配当金14,400円を控除した額が年間正味払込保険料の額である。

(注2) 2023年3月1日に先進医療特約を中途付加しており、3月分の保険料より月額100円が上乘せされている。

(注3) 税制適格特約付個人年金保険である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 109,050円
2. 113,550円
3. 115,050円
4. 120,000円

問3

福岡さん夫妻は、現在R F社の生命保険に加入していますが、知り合いの生命保険募集人よりR G社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由もないものとします。また、配当も考慮しないものとします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
福岡 隆一	本人	53歳	会社員
福岡 多香子	妻	52歳	パートタイマー
福岡 孝太郎	長男	22歳	大学生

[現在加入しているR F社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照

[提案を受けているR G社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>および保険設計書<資料3>参照

<資料1>RF社

保険証券番号 ○○○-△△△△		保険種類 定期保険特約付終身保険																														
保険契約者	福岡 隆一 様	ご印鑑 	契約日：2004年12月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××, ×××円																													
被保険者	福岡 隆一 様 契約年齢 34歳 男性 1970年6月25日生																															
死亡保険金受取人	福岡 多香子 様(妻)	受取割合 100%																														
■ご契約内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主契約の内容</th> <th style="width: 15%;">保険期間</th> <th style="width: 55%;">保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身保険</td> <td>終身</td> <td> 保険金額 120万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <th colspan="2">特約の内容</th> <th>保険金額・給付金額</th> </tr> <tr> <td>定期保険特約</td> <td>10年</td> <td> 保険金額 2,780万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>特定疾病保障定期保険特約</td> <td>10年</td> <td> 保険金額 100万円 ◇3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の条件に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。 </td> </tr> <tr> <td>災害割増特約</td> <td>10年</td> <td> 保険金額 1,000万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>傷害特約</td> <td>10年</td> <td> 保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。 </td> </tr> <tr> <td>災害入院特約(本人・妻型)</td> <td>10年</td> <td> 日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(災害入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。 </td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約(本人・妻型)</td> <td>10年</td> <td> 日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。 </td> </tr> <tr> <td>リビング・ニーズ特約</td> <td>—</td> <td> ◇余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金支払いの対象となりません。 </td> </tr> </tbody> </table>				主契約の内容	保険期間	保険金額	終身保険	終身	保険金額 120万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。	特約の内容		保険金額・給付金額	定期保険特約	10年	保険金額 2,780万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。	特定疾病保障定期保険特約	10年	保険金額 100万円 ◇3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の条件に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。	災害割増特約	10年	保険金額 1,000万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。	傷害特約	10年	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。	災害入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(災害入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	疾病入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。	リビング・ニーズ特約	—
主契約の内容	保険期間	保険金額																														
終身保険	終身	保険金額 120万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。																														
特約の内容		保険金額・給付金額																														
定期保険特約	10年	保険金額 2,780万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。																														
特定疾病保障定期保険特約	10年	保険金額 100万円 ◇3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の条件に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。																														
災害割増特約	10年	保険金額 1,000万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。																														
傷害特約	10年	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。																														
災害入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(災害入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。																														
疾病入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。																														
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金支払いの対象となりません。																														

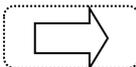
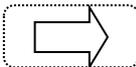
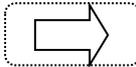
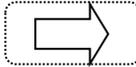
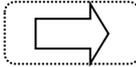
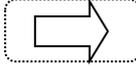
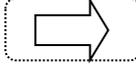
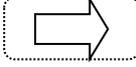
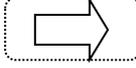
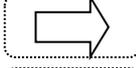
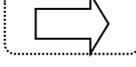
<資料2> R G 社

ご提案書

保険種類 5年ごと配当付組立総合保障保険

(ご契約者) 福岡 隆一 様
 (被保険者) 福岡 隆一 様
 (年齢・性別) 53歳・男性

予定契約日：2023年12月1日
 払込保険料合計：××,×××円
 払方：月払い、口座振替

入院治療保障特約【Ⅲ型】	
入院初期一時金給付特約	
新・入院特約	
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】	
外来時手術保障特約	
先進医療保障特約	
早期発見・治療支援特約	
重症化予防支援特約	
重度疾病継続保障特約	
がん保障特約	
がん・上皮内新生物保障特約	
特定自費診療がん薬物治療保障特約	
給与・家計サポート特約	
定期保険特約	
リビング・ニーズ特約	保障されています
重度がん保険金前払特約	保障されています
健康サポート・キャッシュバック特約	付加されています

▲ 53歳
契約

▲ 63歳
更新

▲ 90歳
更新限度

◇おすすめプランの保障

特約名・支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等												
入院治療保障特約【Ⅲ型】 公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき (実額給付タイプ)	入院中の療養に係る 診療報酬点数 × 3円	1回の入院の限度： 90万円 通算限度： 600万円 ※高額療養費支給の有無にかかわらずお支払いします												
入院初期一時金給付特約 入院をしたとき (一時金給付タイプ)	10万円	支払限度：1回の入院につき1回 通算限度：30回												
新・入院特約 入院をしたとき (日額給付タイプ)	5,000円×入院日数	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>悪性新生物・上皮内新生物</td> <td>左記以外の病気・ケガ</td> </tr> <tr> <td>1回の入院の限度</td> <td>無制限</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>通算限度</td> <td></td> <td>1,095日</td> </tr> </table>		悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ	1回の入院の限度	無制限	180日	通算限度		1,095日			
	悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ												
1回の入院の限度	無制限	180日												
通算限度		1,095日												
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】 退院後に、公的医療保険制度の給付対象となる通院をしたとき (実額給付タイプ)	通院時の療養に係る 診療報酬点数 × 3円 (ただし、通院日の診療報酬点数の合計が500点未満の場合は日額1,500円) + 初回の通院時 1万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>悪性新生物・上皮内新生物</td> <td>左記以外の病気・ケガ</td> </tr> <tr> <td>支払対象期間</td> <td>730日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>1回の入院に対する通院の限度</td> <td>120万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>通算限度</td> <td colspan="2">600万円</td> </tr> </table>		悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ	支払対象期間	730日	180日	1回の入院に対する通院の限度	120万円	60万円	通算限度	600万円	
	悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ												
支払対象期間	730日	180日												
1回の入院に対する通院の限度	120万円	60万円												
通算限度	600万円													
外来時手術保障特約 公的医療保険制度の給付対象となる入院を伴わない手術 (診療報酬点数合計2,000点以上) または放射線治療を受けたとき (一時金給付タイプ)	手術 1回につき 5万円 放射線治療 1回につき10万円	支払限度：60日間に1回 通算限度：無制限												
先進医療保障特約 先進医療による療養を受けたとき ※入院を伴わない場合も対象 (実額給付タイプ)	先進医療の技術に係る費用と同額	通算限度：2,000万円												
早期発見・治療支援特約 契約日から1年経過後に受診した健康診断の結果により要注意基準に該当し、かつ、支払対象期間中に、要注意基準に該当した項目に関して、疾病の治療を目的とした所定の通院または入院をしたとき	2万円	支払限度：支払対象期間ごとに1回 通算限度：5回												
重症化予防支援特約 所定の疾病による所定の状態に該当したとき (所定の心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝疾患・慢性膵炎)	所定の疾病ごと 100万円	支払限度：それぞれの所定の疾病について1回 通算限度：2回												
重度疾病継続保障特約 重度疾病による所定の状態に該当したとき (急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝硬変・重度の慢性膵炎)	重度疾病ごと 200万円	支払限度：それぞれの重度疾病について1回 通算限度：7回												

がん保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く 前回のお支払いから1年経過後の再発時	300万円 300万円	支払限度：無制限
がん・上皮内新生物保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	支払限度：1回
特定自費診療がん薬物治療保障特約 責任開始日から90日を経過後に発病し、診断確定された悪性新生物（がん）・上皮内新生物で所定の病院等に入院または通院をし、悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療を直接の目的とした自費診療による特定の薬物治療（適応外薬または未承認薬）を受けたとき	薬物治療に係る薬剤費用と同額	通算限度：1億円
給与・家計サポート特約 入院または定期的な訪問診療による在宅医療が30日間継続したとき （月額給付タイプ）	月額20万円×12ヵ月	通算限度：2回 （月額×12ヵ月を1回）
定期保険特約 死亡または高度障害状態のとき （一時金タイプ）	500万円	保険期間：10年

<資料3> R G社

保険設計書<5年ごと配当付がん終身保障保険>
(解約返戻金抑制型)

ご契約者：福岡 多香子様
 被保険者：福岡 多香子様
 年齢：52歳
 性別：女性

予定契約日：2023年12月1日

払込保険料合計：××, ×××円

保険料払込方法：月払い、口座振替

主契約：がん終身 保険期間：終身
 保障保険 保険料払込期間：95歳

特定自費診療 保険期間：5年
 がん薬物治療 保険料払込期間：5年
 保障特約

90歳まで
更新できます

がん先進医療 保険期間：5年
 保障特約 保険料払込期間：5年

90歳まで
更新できます

がん治療充実 保険期間：終身
 終身保障特約 保険料払込期間：95歳

52歳契約

95歳払込

◇おすすめプランの保障

主契約：がん終身保障保険 保険期間：終身 保険料払込期間：95歳

支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等
悪性新生物（がん） 第1回のがん保険金 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき	がん保険金 50万円	支払回数：無制限
第2回以降のがん保険金 所定の悪性新生物（がん）が再発したとき（1年経過後）		
上皮内新生物 悪性新生物（がん）または上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物保険金 5万円	支払回数：1回
薬物治療 所定の薬物治療を伴う入院・通院をしたとき	がん薬物治療給付金 10万円	支払回数：無制限（同月内1回）
死亡 保険料払込期間満了後に死亡したとき	死亡給付金 5万円	保険料払込期間中の死亡給付金のお支払いはありません

特約

支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等
特定自費診療がん薬物治療保障特約 自費診療による特定の薬物治療を受けたとき	特定自費診療 がん薬物治療給付金 薬物治療に係る薬剤費用と同額	通算：1億円
がん先進医療保障特約 先進医療による療養を受けたとき	がん先進医療給付金 先進医療の技術に係る費用と同額	通算：2,000万円
がん治療充実終身保障特約 入院・手術・放射線治療をしたとき	がん治療充実給付金 10万円	支払回数：無制限（同月内1回）
保険料払込期間満了後に死亡したとき	死亡給付金 10万円	保険料払込期間中の死亡給付金のお支払いはありません

(問題9)

(設問A) CFP[®]認定者は、隆一さんが病気で入院した場合の保障内容について説明した。2024年6月に隆一さんが急性心筋梗塞により22日間継続して入院し、退院後に5ヵ月間(通院日数30日間)通院した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ RF社においては、3大疾病に該当し、疾病入院給付金日額の40倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ RG社においては、所定の疾病および所定の重度疾病に該当し、いずれも所定の状態に該当するものとする。
- ・ 入院時の診療報酬点数 240,000点
- ・ 通院時の診療報酬点数 30,000点(通院30回合計。診療報酬点数の合計が500点未満の通院日はないものとする)

1. RF社よりRG社の方が、173万円多い。
2. RF社よりRG社の方が、174万円多い。
3. RF社よりRG社の方が、273万円多い。
4. RF社よりRG社の方が、274万円多い。

(問題10)

(設問B) CFP[®]認定者は、隆一さんが事故で死亡した場合の保障内容について説明した。2024年6月に隆一さんが交通事故により即死した場合、受け取ることができる保険金の合計額の比較として、正しいものはどれか。

1. RG社よりRF社の方が、2,500万円多い。
2. RG社よりRF社の方が、3,000万円多い。
3. RG社よりRF社の方が、3,500万円多い。
4. RG社よりRF社の方が、4,000万円多い。

(問題 1 1)

(設問C) CFP[®]認定者は、多香子さんが病気で入院した場合の保障内容について説明した。
2024年6月1日に多香子さんが乳がんにより20日間継続して入院し、その間に約款に定める手術および薬物治療、自費診療による特定の薬物治療(薬剤費用200万円)および先進医療に該当する治療(技術料300万円)を受け、退院後に5日間通院した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ RF社においては、疾病入院給付金日額の40倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ RG社においては、所定の悪性新生物(がん)に該当するものとする。

1. RF社よりRG社の方が、547.0万円多い。
2. RF社よりRG社の方が、548.2万円多い。
3. RF社よりRG社の方が、557.0万円多い。
4. RF社よりRG社の方が、558.2万円多い。

問4

近藤紗希さん（以下「紗希さん」という）は、結婚を予定しているため、今後の生活設計や生命保険について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
近藤 紗希	本人	35歳	自営業
近藤 里歌子	長女	10歳	小学生
近藤 智明	長男	8歳	小学生
近藤 健太	父	59歳	会社員
近藤 由美	母	58歳	専業主婦

[状況等]

- ・ 紗希さんは2年前に離婚し、里歌子さん、智明さんとともに両親と同居している。
- ・ 紗希さんは木内大輔さん（以下「大輔さん」という）と再婚予定である。大輔さんは35歳で未婚、子どもはいない。大輔さんの勤務先では確定拠出年金制度（企業型）を導入している。
- ・ 健太さんおよび由美さんが契約している個人年金保険は次のとおりである。

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取人	契約年
①	由美さん	由美さん	健太さん	由美さん	2014年
②	健太さん	健太さん	由美さん	由美さん	2022年

注1：契約①には個人年金保険料税制適格特約が付加されている。

注2：契約①は保証期間付終身年金である。

注3：契約②は外貨建て変額個人年金保険（10年確定年金）である。

(問題 1 2)

(設問A) 紗希さんは、大輔さんと結婚するに当たり、大輔さんが死亡した場合に遺族となる紗希さん、里歌子さん、智明さんのために新たに必要となる死亡保障額についてCFP[®]認定者に相談した。必要保障額についての一般的な考え方に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、紗希さんに今後出産の予定はないものとする。

1. 大輔さんが死亡したときの必要保障額は、紗希さんと結婚した時がピークで、その後は期間の経過とともに減少する。
2. 大輔さんの死亡後に見込まれる遺族の収入等になるものとして、遺族年金や死亡退職金、預貯金等の金融資産、紗希さん自身の勤労収入、紗希さんを被保険者とした死亡保険などがある。
3. 大輔さんの死亡後に必要となる遺族の日常生活費は、末子である智明さんが経済的に独立するまでの期間と、智明さんの独立後から紗希さんが一人で平均余命まで生活する期間で計算する。
4. 大輔さんの死亡後に必要となる遺族の日常生活費以外の費用として、教育資金や結婚資金の援助額、住居費用、葬儀費用、相続費用、予備費などがある。

(問題 1 3)

(設問B) 健太さんおよび由美さんは、自身が加入している個人年金保険の課税関係について詳しく知りたいと思い、CFP[®]認定者に相談した。CFP[®]認定者が行った個人年金保険の税務に関する次の説明のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「契約①の保証期間部分の年金額を一括して受け取った場合の受取額は、一時所得として所得税の課税対象となります。」
2. 「契約①について、契約後10年以内に、保険料の払込みを中断し、払済年金保険に変更することはできません。」
3. 「健太さんの年金開始年齢到達により契約②から受け取る年金は、その年金額に対応する年金受給権相当額を控除した金額が、雑所得として所得税の課税対象となります。」
4. 「契約②の保険契約者（保険料負担者）かつ被保険者が死亡し外貨で支払われた死亡給付金は、被保険者が死亡した日のTTM（対顧客電信仲値）により円換算された金額が相続税の課税対象となります。」

(問題 14)

(設問C) 紗希さんは、大輔さんの勤務先で導入されている確定拠出年金制度（企業型）について調べたところ、運用商品の中に生命保険会社の利率保証型確定拠出年金保険が含まれていた。利率保証型確定拠出年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保証期間は主に5年または10年で設定され、満期時には必ず元本（払込保険料）を上回るよう設定されている。
2. 毎月の保険料（掛金）に適用される保証利率は、その時点の国債の流通利回り等を基準に運用環境に応じて設定され、保証期間満了まで適用される。
3. スイッチングで他の商品への預替え等により中途解約する場合には、払込元本を下回らないように、解約控除額が調整される。
4. 勤務先を退職し、他の企業の確定拠出年金や個人型の確定拠出年金に移換する場合、中途解約とはならず、移換金として積立金額をそのまま全額移換することになる。

問5

杉野陽一さん（以下「陽一さん」という）は、個人事業主として飲食店を営んでいます。自営業者の保障等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
杉野 陽一	本人	53歳	自営業（個人事業主）
杉野 優子	妻	50歳	自営業（手伝い）
杉野 満里奈	長女	23歳	会社員
杉野 渉	長男	20歳	大学生

[状況等]

- 陽一さんは30歳の時に飲食店オーナーとして独立し、現在は妻とアルバイトの従業員3名で店を経営している。
- 陽一さんと優子さん、満里奈さん、渉さんは生計を一にしており、陽一さん、優子さん、渉さんは国民年金の第1号被保険者である。
- 陽一さんは、事業を拡張したいと考え、2号店の出店を検討している。

(問題15)

(設問A) 陽一さんは、現在加入中の下記の保険について名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	給付金受取人	払込期間
①	医療保険	陽一さん	渉さん	渉さん	終身
②	個人年金保険 (10年確定年金)	陽一さん	満里奈さん	年金：満里奈さん 死亡給付金：陽一さん	65歳まで

- 契約①の保険契約者（保険料負担者）を名義変更する場合、被保険者である渉さんの同意が必要である。
- 契約①の保険契約者（保険料負担者）を渉さんに変更した場合、渉さんは自身が支払った保険料に対して生命保険料控除の適用を受けることができる。
- 契約②の保険契約者（保険料負担者）を満里奈さんに変更し、満里奈さんが保険料を払い込んだ後死亡した場合、陽一さんが受け取る死亡給付金は、全額が相続税の課税対象となる。
- 契約②の保険契約者（保険料負担者）を満里奈さんに変更した場合、陽一さんが支払った正味払込保険料合計額に対応する年金の受給権は、年金受給開始時に贈与税の課税対象となる。

(問題 16)

(設問B) 陽一さんは、2号店の出店を機に個人事業から法人組織（法人名はHY株式会社、以下「HY社」という）に変更し、現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりHY社の名義に変更する予定である。名義変更時の経理処理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約期間10年）

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	陽一さん	HY社
被保険者	陽一さん	陽一さん （代表取締役社長）
死亡保険金受取人	優子さん	HY社

[名義変更時]

① 既払込保険料：320万円

（内訳：主契約70万円、定期保険特約170万円、医療関係特約80万円）

② 解約返戻金相当額：40万円（主契約40万円、次の③の金額を含まず、④の金額を控除する前の金額）

③ 配当金：3万円

④ 契約者貸付金元利合計額：25万円（元本24万円、利息1万円）

- HY社が陽一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、主契約である終身保険の既払込保険料70万円を保険料積立金、配当金3万円を配当積立金として資産に計上する。
- HY社が陽一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、契約者貸付金元利合計額25万円を負債に計上する。
- HY社が陽一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、陽一さんがHY社から受け取った金額は一時所得に係る収入とされる。
- HY社が陽一さんから生命保険契約の権利を無償で譲り受ける場合、名義変更時点の解約返戻金相当額に配当金を加算し、契約者貸付金元利合計額を差し引いた額である18万円の雑収入が発生する。

(問題 17)

(設問C) 陽一さんは令和4年に、父の義雄さんが死亡したことにより初回の年金を受け取った。この生命保険契約等の年金の調書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料> (HQ生命保険株式会社が所轄税務署と年金受取人宛に提出している支払調書のうち、年金受取人宛のもの) を参照すること。

<資料>

HQ生命保険株式会社

このたびご請求いただきましたご契約について、ご指定のお受取り方法にてお支払いいたしましたのでご通知申し上げます。

令和 4 年分 生命保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名	杉野 陽一				個人番号					
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額		差引金額	源泉徴収税額						
確定年金	2,000,000 千円	800,000 千円		1,200,000 千円	0 千円						
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	杉野 義雄								
		個人番号又は法人番号									
相続等生命保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始日	支払期間数	保証期間数						
	令和4・7・20 年 月 日	10 年	歳	年	年						
	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等の中に保険料又は掛金額の占める割合		年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額							
	2,000,000 千円	40 %		1,800,000 千円							

所得税（源泉徴収税）について

お客様のお受取りになる年金は、相続・贈与等に係る年金となり、年金開始時に年金受給権については相続税、毎年の年金については所得税（雑所得）の課税対象となります。なお、源泉徴収税については対象外となります。

雑所得の計算方法は以下のとおりです。

雑所得＝課税部分の年金収入金額－必要経費額

年金は課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税が課税されます。年金開始初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が経過年数とともに減少していきます。

1. 令和4年に受け取った年金額200万円は、所得税は全額非課税となる。
2. 年金受給権の評価額1,800万円は、年金開始時に相続税の課税対象となる。
3. 相続・贈与により受けた年金受給権に関する支払調書は、年金の支払金額にかかわらず提出される。
4. 令和5年以降に受け取る年金は、金額によっては源泉徴収の対象となる。

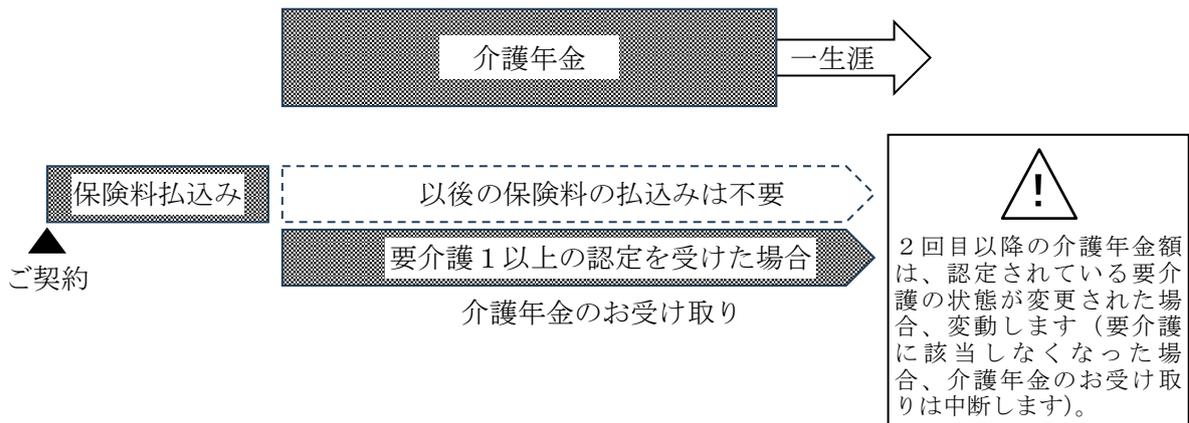
(問題 18)

(設問D) 陽一さんは、将来に備え、HW生命保険が販売している下記<資料>の介護保険に加入することを検討している。以下の介護保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

【介護終身年金保険（解約返戻金なし型）】

[商品のしくみ]



[商品の概要]

主な保障内容	保険期間内に被保険者が公的介護保険制度の要介護1～5と認定されたとき、要介護度に応じた一生涯の年金をお受け取りいただける商品です。第1回介護年金をお支払いした場合、以後のこの商品の保険料のお払込みは不要となります。※
保険期間	[終身タイプ]、[定期タイプ（更新あり）]を選択できます。
解約返戻金	この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払い）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合には、基準介護年金額と同額の解約返戻金があります。
配当金	この保険は無配当保険のため、配当はありません。

※保険料払込みが不要になった後に、要介護状態に該当しなくなった場合（自立・要支援）でも保険料の払込みは必要ありません。

[お取り扱い]

	終身タイプ	定期タイプ
被保険者年齢	40～75歳	
保険料払込期間※	終身払い、60・65・70・75・80歳払込満了	70・75・80歳払込満了
基準介護年金額	30万～60万円	
保険料払込方法（回数）	月払い・年払い・一括払い	
保険料払込経路	口座振替扱い	

※保険料払込期間は最低5年必要です。定期タイプの場合、保険期間と保険料払込期間は同一です。

- 介護年金は、公的介護保険制度の要介護1以上と認定されているときに、下記のとおりお支払いします。

要介護5	基準介護年金額
要介護4	基準介護年金額×5/6
要介護3	基準介護年金額×4/6
要介護2	基準介護年金額×3/6
要介護1	基準介護年金額×2/6

- 2回目以降の介護年金額は、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日における要介護状態に基づき、お支払いします。そのため、認定されている要介護の状態が変更された場合、お支払いする介護年金額も変動します。また、公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当しなくなった場合、以後の介護年金のお支払いを中断します。なお、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、再度支払事由に該当したときは、お支払いを再開します。

- 死亡給付金は、保険期間が終身タイプ（有期払い）の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき、または、被保険者が介護年金支払期間中に死亡したときにお支払いします。

■更新について

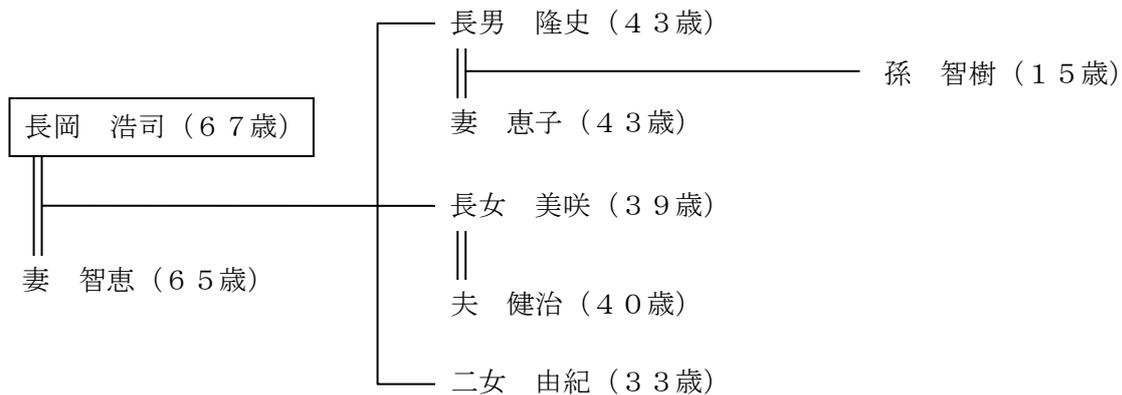
- ・ [定期タイプ] は80歳まで更新することができます。
- ・ 保険期間満了日の2週間前までに更新しない旨のお申出がないときは、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に契約は自動的に更新されます。
- ・ 更新後の契約には更新日の約款を適用し、保険料は更新日の被保険者の年齢および保険料率により再計算します。このため、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前より高くなります。

1. 終身タイプに加入し、要介護1の認定を受けた場合、以後の保険料の払込みは免除となるが、状態が改善し、要介護状態に該当しなくなった場合、保険料の払込みが再度必要になる。
2. 定期タイプに基準介護年金額60万円で加入し、要介護2の認定を受けた場合、第1回の介護年金額は30万円となる。
3. 終身タイプ（有期払い）に加入し、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡した場合、死亡給付金が支払われる。
4. 定期タイプに加入し、要介護1の認定を受けたことで介護年金を受け取っていたが、状態が改善し要介護に該当しなくなった場合、以後の介護年金の支払いは中断される。

問6

東京都内で非上場の株式会社LZ（以下「LZ社」という）を経営する長岡浩司さん（以下「浩司さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ LZ社は、現在、従業員23名、役員3名の非上場の株式会社で、浩司さんが代表取締役社長、長男の隆史さんが専務取締役になっている。なお、浩司さんは隆史さんにLZ社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 妻の智恵さんは、専業主婦である。
- ・ 長女の美咲さんは、他社に勤務しており、千葉県に住んでいる。
- ・ 二女の由紀さんは、他社に勤務しており、神奈川県にあるマンションで一人暮らしをしている。
- ・ 浩司さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

[浩司さんの資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：5,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の相続税の課税価格に算入される価額

LZ社自社株：28,000万円（浩司さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：6,000万円

有価証券等：5,000万円

その他の財産：2,000万円

※浩司さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	浩司さん	浩司さん	智恵さん	3,000万円
②			隆史さん	4,000万円
③			美咲さん	1,500万円
④			由紀さん	1,500万円
⑤			恵子さん	1,000万円
⑥	智恵さん	浩司さん	浩司さん	2,000万円
⑦	智恵さん	浩司さん	智恵さん	2,000万円
⑧	LZ社	浩司さん	LZ社	10,000万円

(問題19)

(設問A) 現時点で浩司さんが死亡した場合に支払われる死亡保険金および死亡退職金のうち、智恵さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、LZ社は、役員退職慰労金規程に基づき、生命保険会社から支払われる契約⑧の生命保険金のうち、5,000万円を死亡退職金として智恵さんに遅滞なく支払うものとする。また、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 4,400万円
2. 4,750万円
3. 5,400万円
4. 7,167万円

(問題20)

(設問B) 浩司さんは、後継者である長男の隆史さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、長女的美咲さんや二女の由紀さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこでCFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 隆史さんが負担する相続税額は、隆史さんが代償交付金として金銭を交付した場合と交付しなかった場合とで同額である。
2. 隆史さんが、美咲さんと由紀さんに代償交付金として金銭を分割払いで交付する場合、相続人全員の合意が必要であるが、家庭裁判所の許可は不要である。
3. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、保険契約者（保険料負担者）を浩司さんまたは隆史さん、被保険者を浩司さん、死亡保険金受取人を隆史さんとする。
4. 美咲さんと由紀さんは、隆史さんに対し、自社株等の現物の返還ではなく遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

(問題 2 1)

(設問 C) CFP[®]認定者は、浩司さんの死亡に備えた相続対策（1次相続）だけでなく、智恵さんの死亡に備えた相続対策（2次相続）も重要であることを浩司さんに説明し、下記のような終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
①	智恵さん	智恵さん	浩司さん
②	浩司さん	智恵さん	隆史さん
③	浩司さん	智恵さん	浩司さん

1. 智恵さんが浩司さんから適正に保険料相当額の贈与を受け、契約①に加入後、智恵さんが死亡したときに浩司さんが受け取る死亡保険金は、全額が所得税の課税対象となる。
2. 契約②に加入後、浩司さんが智恵さんよりも先に死亡し、保険契約者を智恵さんに変更した場合、その後智恵さんが死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
3. 契約②に加入後、智恵さんが浩司さんよりも先に死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
4. 契約③に加入後、浩司さんが智恵さんよりも先に死亡し、保険契約者および死亡保険金受取人をいずれも隆史さんに変更した場合、その後智恵さんが死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の対象となる。

■外貨建保険のポイント

- ① 円建と比べて好金利が期待できます。
- ② 通貨分散により、保有する資産が目減りするリスクを低減できます。

■変額部分を受け取る

特別勘定の運用が好調なとき、資金が必要なときなど、好きなときに変額部分を解約・減額して受け取れます。

① 定期的に受け取る

例えば、変額部分を毎年減額して受け取る場合、毎年の定期収入として活用できます。

② 好きなときに受け取る

例えば、必要なときにだけ変額部分を解約・減額して受け取れるので、資金を固定しないで活用できます。

■最低保証で残せる安心感

変額部分をすべて使っても、定額部分の保障（基本保険金額）は一時払保険料合計額の100%が最低保証されています。

※最低保証は米ドル建です。円でお受け取りになる場合は、受取額が一時払保険料合計額の円換算額を下回ることがあります（元本割れ）。

※変額部分の保険金・解約返戻金は特別勘定の運用実績により変動し、最低保証はありません。

■特約の積立金の減額について

- ・ 減額する積立金額は1,000米ドル以上、セント単位で、ご指定いただけます。
- ・ 特約のみを減額することができます。その場合、主契約の基本保険金額は減額されません。

※減額後の特約の積立金額と特約一時払保険料は、いずれも1,000米ドル以上とする必要があります（積立金の減額割合に応じて特約一時払保険料も同じ割合で減額されます）。

※「円で確保する機能」（円建終身保険移行特約）を付加した場合、目標額に到達した後は、変額部分を解約・減額することはできません。

※都度お手続きが必要です。当社までお問い合わせください。

■円で確保する機能

- ・ 運用と為替で目標額到達を目指します。到達後は円で残せます。
- ・ 円で確保する機能には、円建終身保険移行特約の付加が必要です（この特約は契約時のみ付加できます。また、この特約のみを途中で解約することはできません）。

■解約返戻金

解約・減額された場合にお受け取りいただけます。

解約返戻金額は、解約日・減額日の主契約の積立金額に市場価格調整を行った金額となります。

■この商品のリスクについてご確認ください**① 外貨建保険には、為替変動によるリスクがあります。**

主契約の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に換算した金額を下回ることがあります。

また、保険金などの受取時の円換算額が、主契約一時払保険料・特約一時払保険料の払込時の円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

② 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

主契約については、解約時および減額時に、運用資産（債券など）の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。

その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1. この保険に円建終身保険移行特約を付加して加入した場合、目標額に到達した後は、変額部分を解約することはできない。
2. この保険に加入後、変額部分の運用状況を見極めながら、途中で円建終身保険移行特約を付加することはできない。
3. この保険に加入後、市場金利が上昇していた場合、中途解約時に受け取れる解約返戻金は市場価格調整が行われるため、解約返戻金額が増加する。
4. この保険に加入後、浩司さんが変額部分をすべて受け取った場合でも、定額部分の保障（基本保険金額）は米ドル建の一時払保険料合計額と同額が最低保証されている。

問7

株式会社KC（以下「KC社」という）は、ここ数年受注が拡大し、業績を順調に伸ばしています。KC社の設立時より代表取締役社長として就任している佐野社長は、業績が好調なこのタイミングで、役員保障の見直しを検討しており、事業保障および役員退職金等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：医療・衛生用品製造業

設立：2012年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：30名

[佐野家の家族構成]

氏名	年齢	続柄	備考
佐野 雅俊	51歳	本人	代表取締役社長
佐野 慎子	48歳	妻	専業主婦
佐野 逸人	26歳	長男	KC社社員
佐野 晃司	22歳	二男	他企業にて勤務

<資料>

[役員退職金規程]

第1条（総則）

当社の取締役または監査役（以下「役員」という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

第2条（目的）

この規程は、役員が退職または法人税基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与することを目的とする。

第3条（適用の範囲）

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合。
2. 退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。
3. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
4. その他前各項に準ずる行為があり、取締役会で減額ないし不支給を適当と認めた場合。

第4条（算定基準）

1. 退職慰労金の算定は、退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じ、退任時役位別倍率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。
2. 役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位をもって退任時役位とする。

役位別倍率

代表取締役社長	3.0	専務取締役	2.5	常務取締役	2.0
取締役	1.5	監査役	1.5		

第5条（在任期間）

役員在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

第6条（功績加算）

在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第4条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、加算することがある。

第7条（弔慰金）

任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月

業務外の死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

第8条（支給時期）

退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後1ヵ月以内とする。

第9条（死亡役員に対する死亡退職金等）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、役員が指定した遺族に支給する。
2. 遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
2. 役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。
3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

第11条（使用人兼務役員の取扱い）

この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

第12条（規程の改正）

この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

第13条（その他）

本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

第14条（施行日）

この規程は、2014年4月1日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（問題23）

（設問A）佐野社長は2031年4月に、長男の逸人さんを後継者として代表取締役を選任し、自身は代表取締役退任後は取締役に就任した後、2034年3月31日に退職することを考えている。この場合の役員退職金規程に基づき佐野社長に支払われる退職慰労金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記〈条件〉を参照すること。

〈条件〉

- ・ 退職時の報酬月額が100万円とする。
- ・ 役員退職金規程第6条に基づき、同規程第4条で計算した金額の10%を功績加算金として加算するものとする。
- ・ 役員在任年数は、代表取締役が19年、取締役が3年とする。

1. 3,630万円
2. 6,270万円
3. 6,600万円
4. 7,260万円

(問題 2 4)

(設問 B) 佐野社長は、今後新たに加入する生命保険契約の現物で役員退職金を受け取ることを検討している。生命保険契約の現物支給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. K C 社が低解約返戻金型通増定期保険に加入し、低解約返戻金期間に佐野社長個人に名義変更した場合、この時の解約返戻金の額が資産計上額の 7 0 % に相当する金額未満のときには、資産計上額相当を現物支給したものとして評価する。
2. K C 社が低解約返戻金型通増定期保険に加入し、これを低解約返戻金期間中に復旧することのできる払済保険に変更し、そのまま佐野社長個人に名義変更した場合、払済保険に変更後に洗替えされた資産計上額相当を現物支給したものとして評価する。
3. K C 社が低解約返戻金型通増定期保険に加入し、低解約返戻金期間に佐野社長個人に名義変更した場合、この時の解約返戻金の額が資産計上額の 7 0 % に相当する金額以上のときには、資産計上額から解約返戻金額を差し引いた額を雑収入または雑損失として処理する。
4. K C 社ががん保険に加入し、役員退職金の現物支給として佐野社長個人に名義変更した後、佐野社長ががん罹患し、がん保険の給付を受ける場合、給付金は全額非課税となる。

(問題 2 5)

(設問 C) 佐野社長は、役員退職金の準備に当たり、会社から支払われる役員退職金の取扱いについて、CFP[®]認定者に相談した。役員退職金の税務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 佐野社長が役員退職金を受け取る場合、その期の役員報酬と合算して所得税課税を行う。
2. 役員退職金は役員退職金規程に基づいて支給されるが、規程に基づく退職金額であれば、支給時に過大役員退職金として税務上否認されることはない。
3. 佐野社長が死亡し、遺族が弔慰金を受け取る場合、業務上の死亡については賞与以外の普通給与の 3 年分、業務外の死亡については賞与以外の普通給与の半年分までは相続税の課税対象とはならない。
4. 佐野社長が代表取締役退任時に役員退職金の支給を受け、その後取締役として 3 年間勤務した場合、取締役退任時に支給される役員退職金に係る退職所得の金額は、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 となる。

(問題 26)

(設問D) CFP®認定者は、佐野社長に役員退職金の資金準備と事業保障資金の必要額を補うために平準定期保険への加入を提案した。下記<資料>に基づき、KC社が平準定期保険に加入した場合、保険期間の開始の日から当該保険期間の6年を経過する日における保険料支払時のKC社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、円未満は切り捨てるものとする。また、最高解約返戻率の到達時点およびその割合は、下記<資料>の数値等の範囲で判定すること。

<資料>

[KC社が加入を検討している生命保険]

保険種類：平準定期保険（無配当）

保険契約者：KC社

被保険者：佐野社長（契約年齢51歳）

死亡保険金受取人：KC社

死亡保険金額：2億円

保険期間：100歳満了

保険料払込期間：100歳（全期払い）

年払い保険料：6,058,000円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

(金額の単位：千円)

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額	解約返戻率
1年	52歳	6,058	2,360	39.0%
6年	57歳	36,348	31,000	85.3%
11年	62歳	66,638	57,060	85.6%
16年	67歳	96,928	83,080	85.7%
21年	72歳	127,218	109,100	85.8%
26年	77歳	157,508	130,480	82.8%
31年	82歳	187,798	147,260	78.4%
36年	87歳	218,088	158,620	72.7%
41年	92歳	248,378	160,920	64.8%

※解約返戻金額は、各経過年数の契約応当日の前日時点の金額を記載している。

1.	借方	貸方
	支払保険料 1,380,013円	現金・預金 6,058,000円
	前払保険料 4,677,987円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 2,419,566円	現金・預金 6,058,000円
	前払保険料 3,638,434円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 2,423,200円	現金・預金 6,058,000円
	前払保険料 3,634,800円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 1,407,274円	現金・預金 6,058,000円
	前払保険料 4,650,726円	

問8

PA株式会社（以下「PA社」という）は、ここ数年売上が拡大し、業績を順調に伸ばしています。野村社長は、中長期的に従業員の努力に報いていきたいと考え、従業員の福利厚生を拡大を検討しており、福利厚生制度についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：食品加工業

設立：1985年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：35名

定年：60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

<資料>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する従業員に適用する。パートタイマー、嘱託などの就業形態が特殊なものについてはこの限りではない。

第2条（退職金の算定方法）

1. 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に従業員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
2. 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表1）を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表2）をそれぞれ適用する。
 - ① 定年
 - ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
 - ③ 業務上の事由による傷病
 - ④ 死亡
 - ⑤ 自己都合
 - ⑥ 業務外の事由による傷病
3. 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その年数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額＝S評価を得た年数×5万円

第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。
3. 月割計算の方法は、端数月を切り上げた勤続年数に応ずる支給率と端数月を切り捨てた勤続年数に応ずる支給率との差の12分の1を1ヵ月分として計算する。

第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる従業員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその金額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、従業員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
 - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該従業員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により従業員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

別表1 会社都合の場合の退職金支給率

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

別表2 自己都合の場合の退職金支給率

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

(問題 27)

(設問A) PA社の従業員である山岸さんが休日に交通事故で死亡した場合、<資料>および下記<条件>に基づき計算した山岸さんの遺族に支給される死亡退職金の額として、正しいものはどれか。なお、退職金支給率の計算過程で端数が生じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

<条件>

入社日：2010年4月1日

死亡日：2023年9月24日

退職時における基本給の月額：356,000円

その他：S評価を得た年数は5年であり、第4条に定める特別功労加算はない。

第3条に定める「休職期間」はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由もないものとする。

1. 379万円
2. 452万円
3. 457万円
4. 482万円

(問題 28)

(設問B) P A社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)に加入している。加入から10年後に従業員の小原さんが死亡により退職する場合、小原さんの死亡退職金支給に係るP A社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は10年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)
保険契約者・満期保険金受取人：P A社
被保険者：従業員全員
死亡保険金受取人：被保険者の遺族
保険期間：各被保険者の60歳満期
保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了
小原さんに係る死亡保険金額：300万円
小原さんに係る年払い保険料：156,000円
※小原さんは35歳で加入したものとする。
※小原さんの死亡退職金予定額は600万円とし、そのうち80万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方	貸方
	雑損失 780,000円	保険料積立金 780,000円
	退職金 2,200,000円	現金・預金 2,200,000円
2.	借方	貸方
	雑損失 1,560,000円	保険料積立金 1,560,000円
	退職金 2,200,000円	現金・預金 2,200,000円
3.	借方	貸方
	退職金 6,000,000円	保険料積立金 780,000円
		現金・預金 2,200,000円
		雑収入 3,020,000円
4.	借方	貸方
	退職金 6,000,000円	保険料積立金 1,560,000円
		現金・預金 2,200,000円
		雑収入 2,240,000円

(問題 29)

(設問C) 野村社長は、退職金制度の見直しに当たり、現在加入している中小企業退職金共済（以下「中退共」という）について、CFP[®]認定者に相談した。中退共に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 退職金は原則として退職者が中退共事業本部へ請求するが、死亡退職の場合は会社が退職金を請求し、受け取った退職金を遺族へ支給する。
2. 中退共に加入している企業を会社都合で退職した者が、退職金を請求せずにPA社に転職し被共済者となった場合、退職から一定の期間内であれば直前の勤務先での掛金納付月数を通算することができる。
3. PA社は従業員退職金規程第9条第1項により、懲戒解雇した従業員には原則として退職金を支給しないが、中退共から支給される退職金を不支給にすることはできない。
4. PA社は従業員1人当たりの掛金月額を一律5,000円としているが、掛金月額を従業員ごとに異なる額とすることもできる。

(問題 30)

(設問D) 野村社長はPA社の福利厚生制度をより充実させるために、総合福祉団体定期保険と団体定期保険（Bグループ保険）の導入を検討しており、CFP[®]認定者に相談した。総合福祉団体定期保険と団体定期保険（Bグループ保険）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総合福祉団体定期保険は原則全員加入であるが、被保険者となることに同意しなかった従業員を被保険者とすることはできない。
2. 総合福祉団体定期保険のヒューマン・ヴァリュー特約による特約死亡保険金は、保険会社から直接従業員の遺族へ支払われる。
3. 団体定期保険（Bグループ保険）の保険料の計算に当たっては、加入者を性別・年齢により区分し、区分ごとに適用保険料率を定める「平均保険料率」を適用することができる。
4. 団体定期保険（Bグループ保険）を採用している企業であれば、引き続き保険料を従業員が負担することで、どの企業でも退職後も継続加入することができる。

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 下記<資料>に記載されている保険契約等について、損害保険会社や少額短期保険会社が破綻した後の損害保険契約者保護機構による保険金の補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、補償される保険金については、費用保険金は考慮しないものとする。

<資料>

[契約①] DO損害保険会社

保険種類：自動車損害賠償責任保険

保険契約者・被保険者：吉田さん

保険期間：2年

[契約②] DO損害保険会社

保険種類：地震保険付帯住宅総合保険

保険契約者：吉田さん

保険の対象：吉田さん所有の居住用建物1棟

保険価額：2,000万円

保険金額：住宅総合保険 2,000万円

地震保険 1,000万円

[契約③] DZ少額短期保険会社

保険種類：交通事故傷害保険

保険契約者・被保険者：吉田さん

保険期間：1年

1. [契約①] の自動車損害賠償責任保険では、DO損害保険会社破綻後3ヵ月経過時に発生した保険金支払いの補償割合は80%である。
2. [契約②] の住宅総合保険では、DO損害保険会社破綻後4ヵ月経過時に失火による火災で建物が焼失し、全損と認定を受けた場合に補償される保険金の額は1,600万円である。
3. [契約②] の地震保険では、DO損害保険会社破綻後4ヵ月経過時に発生した地震により建物が倒壊し、全損と認定を受けた場合に補償される保険金の額は800万円である。
4. [契約③] の交通事故傷害保険では、DZ少額短期保険会社破綻後3ヵ月経過時に交通事故により通院した場合、保険金支払いの補償割合は80%である。

(問題32)

(設問B) 保険料の算定に関する次の(ア)～(エ)の事例と、それぞれに最も関連が深い用語の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) 橋口さんは、D T保険会社の所得補償保険の申込みに際し、保険金額を実際の所得よりも高く設定したいと希望したが、代理店から実際の所得に基づいた保険金額としなければならないと説明を受けた。
- (イ) D A保険会社の取り扱う保険商品の一つでは、想定よりも保険金支払いが多い状況が続いているため、来年度から保険料を引き上げることとなった。
- (ウ) 火災保険の保険料は、木造住宅の方がコンクリート造りの住宅よりも保険料が高く設定されている。
- (エ) D Y保険会社は、業務災害補償保険の開発に際し、蓄積された過去の多くの事例を基に、損害の発生頻度や規模を想定し保険料を設定した。

1. (ア) 利得禁止の原則
(イ) 収支相等の原則
(ウ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
(エ) 大数の法則
2. (ア) 大数の法則
(イ) 収支相等の原則
(ウ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
(エ) 利得禁止の原則
3. (ア) 利得禁止の原則
(イ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
(ウ) 収支相等の原則
(エ) 大数の法則
4. (ア) 大数の法則
(イ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
(ウ) 収支相等の原則
(エ) 利得禁止の原則

(問題 3 3)

(設問 C) 損害保険に関連した紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、物損事故に関する紛争については取り扱っていない。
2. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、損害保険契約以外にも共済に関する紛争解決手続きや相談に対し、専門の相談員による説明や助言を行っている。
3. 一般社団法人保険オンブズマンでは、顧客と外資系損害保険会社や保険仲立人との間で生じた紛争について取り扱っている。
4. 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自転車同士の事故や自分が契約する損害保険会社との間に生じた保険金の支払いに関する紛争については取り扱っていない。

<資料 2 >

[個人総合自動車保険普通保険約款 (抜粋)]

第1節 一省略一

第2節 対物賠償責任条項

第1条 [保険金を支払う場合]

当社は、ご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条一省略一

第4条 [支払保険金の計算]

(1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償 保険金の額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第5条 [費用]①から⑤までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	-------------------	---	---	---	---------------------------

(2) 一省略一

第5条 [費用]

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

- ① 損害防止費用
- ② 権利保全行使費用
- ③ 緊急措置費用
- ④ 落下物取片づけ費用
- ⑤ 原因者負担費用
- ⑥ 示談交渉費用
- ⑦ 争訟費用

第6条～第11条一省略一

第3章 車両保険

車両条項

第1条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本条(1)のご契約のお車には、付属品を含みます。

第2条～第4条一省略一

第5条 [支払保険金の計算]

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	<p>次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。</p> $\boxed{\text{第6条 [損害の額の決定] ②の損害の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$	<p>次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。</p> $\left(\boxed{\text{第6条②の損害の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$

(2) ~ (4) -省略-

第6条 [損害の額の決定]

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額}}$$

以下-省略-

<資料3>

[対物超過修理費用特約 (抜粋)]

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

- ① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
- ② 普通保険約款対物賠償責任条項による対物賠償保険金が支払われること。
- ③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
- ④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6ヵ月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

(2) ~ (3) -省略-

第3条 -省略-

第4条 [支払保険金の計算]

(1) 第2条 [保険金を支払う場合] (1) の規定により、1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}}$$

(2) ー省略ー
以下ー省略ー

<資料4>

[車対車事故免責ゼロ特約 (抜粋)]

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、普通保険約款車両条項における免責金額が5万円である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条 [車両免責金額の取扱いー免責金額5万円の不適用]

当社は、この特約により、ご契約のお車に発生した次のいずれかに該当する損害に対して普通保険約款車両条項第5条 [支払保険金の計算] (1) ②または普通保険約款に適用される他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、その免責金額を差し引きません。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害
- ② 当て逃げによってご契約のお車に発生した損害
- ③ ご契約のお車と他の所有自動車 (注) との衝突または接触によってご契約のお車に発生した損害

(注) 他の所有自動車とは、所有者がご契約のお車の所有者と同一である自動車をいいます。

以下ー省略ー

1. 104万円
2. 107万円
3. 109万円
4. 112万円

(問題35)

(設問B) 個人事業主の香川さんは、ゴルフ場でプレー中に、香川さんの打ったゴルフボールが誤って前の組でプレーをしていた大津さんに当たり、負傷させてしまった。下記<条件>に基づき、ゴルファー保険から支払われる賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[香川さんの契約内容]
 保険契約者・被保険者：香川さん
 保険種類：ゴルファー保険
 傷害保険金額：800万円
 賠償責任保険金額（支払限度額）：5,000万円（免責金額：1万円）
 ゴルフ用品特約保険金額：20万円
 ホールインワン特約保険金額：50万円

[事故状況および損害額]
 加害者：香川さん
 被害者：大津さん（前の組のプレーヤー）
 損害賠償額：140万円（ケガによる入院および通院の治療費・交通費など）
 訴訟費用：35万円（弁護士相談料・裁判費用など）
 ※損害額は確定済みの金額で、事故に関連するその他の費用は発生していない。
 ※訴訟費用は保険会社の同意を得たものである。

<資料>

[賠償責任保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 補償条項
 第1条（保険金を支払う場合）
 当社は、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注2）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。
 （注1）身体の障害または財物の損壊を総称して、以下「事故」といいます。
 （注2）以下「損害」といいます。

第2条 一省略一
 第3条（損害の範囲および支払保険金）
 （1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用	第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③権利保全行使費用	第18条（1）の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
⑤協力費用	第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により、被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（2）当社が、本条（1）の①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額（注）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条（1）の①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

（注）以下「支払限度額」といいます。

（3）当社が、本条（1）の⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条（1）の①の額が支払限度額を超える場合は、本条（1）の⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条（1）の⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条（1）の⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条（1）の①の額}}$$

以下一省略一

1. 139万円
2. 140万円
3. 174万円
4. 175万円

(問題36)

(設問C) GX株式会社に勤務する井上さん(勤務先の健康保険組合の被保険者)は、疾病の治療のために国内の病院に入院し、完治して退院した。下記<条件>に基づき、井上さんに支払われる医療総合保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いは一切ないものとする。また、解答に当たっては、<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[井上さんの医療総合保険の契約内容]

入院治療費用保険金(3型):約款記載の保険金額

1 入院支払限度額日数365日

1回の入院につき120万円限度

入院諸費用保険金:1回の入院につき100万円限度

差額ベッド代は入院日数×3万円限度

先進医療費用保険金:先進医療の技術料と同額

保険期間通算2,000万円限度

※他の特約は付帯されていない。

※健康保険の高額療養費制度が適用された場合でも入院治療費用保険金は減額されない。

[入院状況および井上さんが負担した費用等の内容]

- ・入院日数は12日間であり、通院はしていない。
- ・入院中の療養に係る診療報酬点数の合計は43,500点であり、すべて入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係るものである。
- ・入院期間中は個室を使用し、入院1日につき13,200円の差額ベッド代を支払った。
- ・先進医療に要した技術料として31万円を入院治療費とは別に支払った。

※入院の原因は責任開始期以後の保険期間中の発症であることを保険会社が認定済み。

※治療は自由診療ではなく公的医療保険制度の給付対象で、保険会社が認定済み。

<資料1>

〔医療総合保険 入院治療費用補償特約（抜粋）〕

第1条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当社は、その入院に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、公的医療保険制度において保険給付の対象となつた日本国内での入院に限ります。

第2条～第3条－省略－

第4条（保険金の支払額）

(1) 当社が支払うべき保険金の額は次の①および②の合算額とします。

① 保険証券記載の型に応じた下記の額

型	型に応じた支払額 (1円位で四捨五入し10円単位とする。)
1型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×1円
2型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×2円
3型	入院中の療養に係る診療報酬点数(注)×3円

(注) 第1条（保険金を支払う場合）の身体障害を被つた場合における、その身体障害に対する療養に係る診療報酬点数（厚生省告示および厚生労働省告示に基づくもの）とします。

② －省略－

(2)～(8)－省略－

以下－省略－

<資料2>

〔医療総合保険 入院諸費用補償特約（抜粋）〕

第1条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当社は、その入院による第4条（入院諸費用の範囲）に規定する入院諸費用を負担したことに對して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、日本国内での入院に限ります。

第2条～第3条－省略－

第4条（入院諸費用の範囲）

(1) 入院諸費用とは、被保険者が日本国内での入院により負担した次の費用をいいます。

① 差額ベッド代

② 被保険者が別表1に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合の次に掲げる費用

ア. 親族付添費

イ. 交通費

ウ. 寝具等の使用料

③ 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用

ア. 被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間

イ. 家事従事者が入院中の被保険者に付き添いしている期間

ウ. 家事従事者である被保険者が入院している期間

④ 被保険者の療養に必要なかつ有益な諸雑費

⑤ 入院のために必要とした病院等までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。

ただし、先進医療費用補償特約が付帯された場合、同特約第4条（先進医療費用の範囲）②に規定する交通費を除きます。

⑥～⑨ ー省略ー

(2) ～ (6) ー省略ー

以下ー省略ー

<資料3>

[医療総合保険 先進医療費用補償特約（抜粋）]

第1条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として日本国内で先進医療または患者申出療養による療養を受けた場合をいい、当社は、その療養に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条～第3条ー省略ー

第4条（先進医療費用の範囲）

先進医療費用とは、被保険者の先進医療または患者申出療養による療養に係る次のものをいいます。

① 先進医療または患者申出療養の技術に係る費用

② 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費

③ 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした被保険者の宿泊する施設の客室料

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、前条①から③までの規定による費用の額とし、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額をもって限度とします。

(2) ー省略ー

以下ー省略ー

1. 288,900円

2. 440,500円

3. 511,900円

4. 598,900円

(問題 37)

(設問D) 会社員の成田さんが飼っている犬が足を骨折し、近くの動物病院に13日間入院し治療を受けた。下記<条件>に基づき、成田さんが契約しているペット医療費用保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[成田さんの契約内容]

保険種類：ペット医療費用保険
 保険契約者・被保険者：成田さん
 対象ペット：成田さんが飼っている犬1匹
 保険期間：1年間
 補償対象：治療費用（通院なし型）
 保険金支払割合：70%
 年間支払限度額：70万円
 ※特約は付帯されていない。

[治療等に要した金額]

診断費：X線検査費用 15,500円
 診察費：初診料 9,500円
 手術費：手術費用 190,000円
 入院費：13日間 79,500円
 薬剤費：獣医師の処方による薬剤費用 12,000円
 文書料：各種証明書類の作成費用 5,500円
 その他：ペットの移送費用 11,500円
 ※治療等に要した金額は確定済みで、治療に関連するその他の費用は発生していない。
 ※契約時から本件事故までの間に保険金の支払いは一切ないものとする。

<資料>

[ペット医療費用保険普通保険約款（抜粋）]

第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合は、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この約款に従い治療費用保険金（注）をお支払いします。

（注）以下「保険金」といいます。

(2) 本条（1）の損害には、手術を伴わない通院による治療を受けたことによって被った損害は含みません。

第2条 [対象ペットー補償の対象となる動物]

この約款における対象ペットは、保険証券に記載された犬または猫をいいます。

第3条～第5条ー省略ー

第6条 [費用の範囲]

(1) 第1条 [保険金をお支払いする場合]（1）の費用とは、次の①から④に掲げるものをいいます。

- ① 獣医師の行う診断（注1）に要する費用
- ② 獣医師による診察費（注2）、処置費および手術費
- ③ 動物病院の入院費
- ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
（注1）諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。
（注2）初診費および再診費をいいます。

（2）本条（1）の費用には、次の①から⑱に掲げるものは含まれません。

- ① ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
- ② 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
- ③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用
- ④ 乳歯遺残、停留辜丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りの処置費用
- ⑤ 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、疾病治療ではない手術に要する費用
- ⑥ 歯科治療費用および歯石除去費用
- ⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの
- ⑧ シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー
- ⑨ ノミおよびマダニの除去費用
- ⑩ 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- ⑪ 往診費用、対診費用および夜間休日診療費用
- ⑫ ペットの移送費
- ⑬ マイクロチップの挿入費用
- ⑭ 安楽死のための費用
- ⑮ 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用
- ⑯ 各種証明書類の作成費用および郵送費
- ⑰ 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用
- ⑱ 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用
- ⑲ 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用

第7条 [お支払いする保険金の計算]

（1）当社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害を被った場合には、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として、その損害を被った被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{治療費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額 (注1)}} \times \boxed{\text{保険金支払割合 (注2)}}$$

（注1）被保険者が負担した費用の額をいいます。

（注2）保険金支払割合として保険証券に記載された割合をいいます。

（2）－省略－

以下－省略－

1. 214,550円
2. 218,400円
3. 222,600円
4. 226,450円

問 1 1

会社員の塩屋さんは2022年12月に戸建て住宅を購入し居住しています。塩屋さんが契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

塩屋さん（47歳）：会社員
妻（47歳）：会社員
長女（23歳）：会社員（両親と別居・別生計、未婚）
長男（17歳）：高校生（両親と同居・同一生計、未婚）

[塩屋さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：住宅向け火災保険
保険契約者＝被保険者：塩屋さん
保険期間：2022年12月1日から5年間
保険の対象：建物 鉄骨造陸屋根2階建て専用住宅1棟
家財 上記建物内収容家財一式
保険価額：建物 4,000万円
家財 2,000万円
保険金額：建物 4,000万円
家財 2,000万円

<契約②>

保険種類：自動車保険
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：塩屋さん
保険期間：2023年10月1日から1年間
被保険自動車：自家用小型乗用車
保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）
対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）
人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）
一般車両保険金額 300万円
特約：他車運転危険担保特約（自動付帯）
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

(問題 38)

(設問A) 塩屋さんは、住宅向け火災保険<契約①>に地震保険を付帯することを検討している。住宅向け火災保険および地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 落雷により自宅内で使用中の家電製品が壊れた場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
2. 自宅の軒下に置いていた自転車が火災により損害を被った場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
3. 地震により住宅建物が被災し、損害の程度が一部損と認定された場合、地震保険から保険金額の5%が保険金として支払われる。
4. 1個の価額が30万円を超える貴金属は、住宅向け火災保険の対象として保険証券に明記することで、地震保険の保険金の支払い対象となる。

(問題 39)

(設問B) 塩屋さんが契約している自動車保険<契約②>および自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 塩屋さんが被保険自動車を運転中に、脇見をして他の自動車に追突し、塩屋さんがケガをして入院した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。
2. 塩屋さんの長女が友人の自動車（個人所有の自家用普通乗用車）を借りて運転中に、歩行者に接触してケガをさせてしまった場合、他車運転危険担保特約の補償の対象となる。
3. 塩屋さんが被保険自動車を運転中に電柱に衝突し、同乗していた長男が重傷を負った場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
4. 自賠責保険では、傷害事故の場合、支払限度額は被害者1人につき120万円だが、被害者が複数いても1事故当たりの支払限度額はない。

問 1 2

賃貸アパート1棟を所有し、不動産賃貸業を営んでいる最上さん（個人事業主）は、下記＜資料＞に記載されている損害保険に加入しています。賃貸アパートに係る損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、賃貸アパートの居室はすべて賃借人に貸し出しており、最上さんとその家族（同一世帯の親族）は当該アパートに居住していません。

＜資料＞

[契約①]

保険種類：賃貸物件オーナー向けの火災保険

保険契約者＝保険料負担者：最上さん

保険の対象：最上さんの所有する2階建て賃貸アパート建物1棟（8戸室）

保険期間：2021年1月1日から3年間

保険料：480,000円（一時払い）

その他特約：なし

[契約②]

保険種類：施設所有（管理）者賠償責任保険

保険契約者＝保険料負担者：最上さん

被保険者：最上さん

保険の対象：最上さんの所有する2階建て賃貸アパート建物1棟（8戸室）

保険期間：2023年1月1日から1年間

保険料：16,000円（年払い）

その他特約：なし

(問題 4 0)

(設問A) 最上さんが契約している [契約②] の施設所有 (管理) 者賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. アパートの外階段が老朽化により崩れ、アパートを訪れていた人がケガをし、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金の支払い対象となる。
2. 最上さんが設置していた貸借人用のWi-Fiルーターに脆弱性があり、サイバー攻撃によって貸借人のクレジットカード番号が漏えいした場合、保険金の支払い対象となる。
3. 最上さんが自動車の運転を誤り、アパートの駐車場に駐車していた貸借人の自動車に接触し車体を損傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金の支払い対象となる。
4. アパートの外壁タイルが台風によって剥がれ、駐車していた最上さんの所有する自動車に落下し損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。

(問題 4 1)

(設問B) 最上さんの2023年分の所得税の計算上、<資料>に記載されている損害保険契約の保険料のうち、必要経費に算入できる最大金額として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>のほかに保険契約はないものとする。

1. 160,000円
2. 176,000円
3. 480,000円
4. 496,000円

問 1 3

C F P[®]認定者は、建設業者である株式会社SH（以下「SH社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[SH社の概要]

事業内容：建設業（主にビルや住宅などの建設工事を請け負っている）

資本金：5,000万円

従業員：50名（うち、パート・アルバイト20名）

所有建物：本社ビル（鉄骨造3階建て 500m²）

所有車両：9台

(問題42)

(設問A) 法人向け普通火災保険に付帯する拡張危険担保特約についてC F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。なお、火災保険の拡張危険担保特約は、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。

1. 「風災および雹（ひょう）災危険担保特約は、台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災または雹（ひょう）災によって保険の対象に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となります。」
2. 「地震危険担保特約は、家計地震保険と同様、損害の程度により全損、大半損、小半損、一部損の4区分で保険金が支払われます。」
3. 「水災危険担保特約は、台風や暴風雨などによる洪水等によって保険の対象に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となります。」
4. 「電氣的・機械的的事故担保特約では、運転負荷異常により過電流が生じて本社ビルの自動ドアが故障した場合、保険金の支払い対象となります。」

(問題43)

(設問B) SH社が契約している下記の自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

保険種類：自動車保険

保険契約者・記名被保険者：SH社

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（免責金額：0円）

対物賠償責任保険金額 無制限（免責金額：0円）

人身傷害保険金額 3,000万円

一般車両保険金額 100万円（免責金額：0円）

1. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤ってSH社の構内で作業中の他の従業員を負傷させた場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤ってSH社構内に駐車していた他の従業員の私有車を損壊させてしまった場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 従業員が業務で社有車を運転中に、誤って本社ビルに衝突し運転していた従業員が負傷した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。
4. 従業員が社有車を社外の有料駐車場に駐車中に、当て逃げされ車体が損傷した場合、相手が特定できなくとも一般車両保険の補償の対象となる。

(問題 4 4)

(設問 C) S H社が契約を検討している労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）および普通傷害保険に関する以下の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照することとし、両保険とも<資料>に記載のない特約は付帯しないものとする。また、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

<資料>

[労働災害総合保険]

○法定外補償条項
 保険金の内容：死亡保険金、後遺障害保険金（1級～14級）、休業補償保険金

○使用者賠償責任条項
 支払限度額：被災従業員1名当たり3,000万円　1労働災害当たり3億円
 免責金額：0円

[普通傷害保険（就業中のみ危険担保特約付帯）]
 保険金の内容：死亡保険金・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

保険契約者	被保険者	保険金受取人	
S H社	S H社の従業員	死亡保険金	後遺障害・入院・通院保険金
		被保険者の法定相続人	被保険者

1. 労働災害総合保険（法定外補償条項）および普通傷害保険とも、政府労災保険の支給決定が、保険金の支払い要件となる。
2. 労働災害総合保険（法定外補償条項）および普通傷害保険とも、通勤中の災害については保険金の支払い対象となる。
3. 労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）は、S H社の法定外補償規定（労働協約、就業規則、内規等）に基づいて保険金が支払われる。
4. 普通傷害保険の後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に所定割合を乗じた金額が支払われる。

(問題45)

(設問D) 法人向け損害保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯しないものとする。

1. サイバー保険では、ビジネスメール詐欺に遭い、誤って加害者の口座に振り込んだ金銭は補償の対象となる。
2. 雇用慣行賠償責任保険では、不当解雇やパワーハラスメントなどを理由に従業員から会社が訴訟を起こされ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象となる。
3. 約定履行費用保険では、偶発的事由が生じた際に一定の金銭等の債務を履行または免除する約束を第三者とあらかじめ取り決めている場合、その約束を履行することで被る損害は補償の対象となる。
4. 建設工事保険では、建物の建築工事中に工事現場における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象に生じた損害は補償の対象となる。

問14

株式会社MT（以下「MT社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MT社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：普通傷害保険

保険契約者：MT社

被保険者：MT社の全従業員（10名）

保険金額（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 2,000万円

入院保険金額（日額） 5,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

保険金受取人：MT社

年払い保険料：30万円

保険期間：2023年10月1日から1年間

特約：法人契約特約

[契約②]

保険種類：自動車保険

保険契約者：MT社

被保険自動車：MT社の社有車

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 180万円

保険期間：2023年1月1日から1年間

特約：車両全損時諸費用補償特約

[契約③]

保険種類：普通火災保険

保険契約者：MT社

保険の対象：MT社所有の営業所建物（帳簿価額500万円）

保険金額：1,800万円

保険期間：2023年4月1日から1年間

(問題46)

(設問A) 普通傷害保険 [契約①] に係る経理処理 (税務処理) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、短期前払費用の損金算入が認められているものとする。

1. MT社は、普通傷害保険の契約に当たり、年払い保険料30万円を支払った。

借方		貸方	
傷害保険料	30万円	現金・預金	30万円

2. MT社は、普通傷害保険を保険期間の途中で解約し、解約返戻金10万円を受け取った。

借方		貸方	
現金・預金	10万円	雑収入	10万円

3. 被保険者であるMT社の従業員が交通事故で入院し、MT社は受け取った入院保険金5万円を見舞金として当該従業員に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	5万円	見舞金	5万円

4. 被保険者であるMT社の従業員が交通事故で死亡し、MT社は受け取った死亡保険金2,000万円を社内規程に基づく死亡退職金として当該従業員の遺族に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	2,000万円	雑収入	2,000万円
死亡退職金	2,000万円	現金・預金	2,000万円

(問題47)

(設問B) MT社の社有車に自動車事故が起きた場合、MT社等が受け取る保険金に係る経理処理(税務処理)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. MT社の従業員が業務で社有車を運転中に道路脇の外壁に衝突し、MT社が外壁の所有者に損害賠償金を支払ったことにより保険会社から受け取った対物賠償責任保険金は、益金に算入する。
2. MT社の従業員が業務で社有車を運転中に他車両に追突し、保険会社から受け取った車両保険金により社有車を修理した場合、車両保険金は益金に算入し、修理費は損金に算入する。
3. MT社の社有車が対物事故の被害を受け、加害者側の保険会社から受け取った対物賠償責任保険金は全額非課税であり、益金に算入する必要はない。
4. MT社の社有車が大雨の洪水による水没事故で全損となり、廃車等に要した費用を保険会社から受け取った全損時諸費用保険金により支払った場合、全損時諸費用保険金は益金に算入し、廃車等に要した費用は損金に算入する。

(問題48)

(設問C) MT社の営業所建物が2023年7月に火災により全焼し、火災保険金として1,800万円を受け取った。MT社は、この保険金を使って8ヵ月後に営業所建物(代替資産)を2,400万円で取得した。MT社が新たな営業所建物について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。なお、滅失によって支出した経費は200万円である。

1. 750万円
2. 800万円
3. 1,100万円
4. 1,300万円

問 15

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 49)

(設問A) 地震保険料控除(損害保険料控除の経過措置を含む)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 地震保険料控除の対象となる契約は、地震等による損害により生じた損失の額を補填する保険金が支払われる損害保険契約であり、共済契約は対象とならない。
2. 店舗併用住宅の建物を保険の対象とする地震保険の保険料について、居住の用に供する部分の割合が建物全体のおおむね90%以上の場合、その全額を地震保険料控除の対象とすることができる。
3. 1月から12月までの1年間に、所得補償保険の保険料3万円、地震保険の保険料5万円、ペット保険の保険料1万円、損害保険料控除の経過措置の対象となる積立傷害保険の保険料2万円をそれぞれ支払った場合、所得税における地震保険料控除の額は7万円となる。
4. 複数年分の地震保険料を一括で支払った場合、支払った保険料の全額がその年の地震保険料控除の対象となる。

(問題50)

(設問B) 会社員の藤原さんは、下記の保険契約を損害保険会社と締結している。これらの保険契約に係る保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

[契約①]

保険種類：自動車保険

保険契約者＝保険料負担者：藤原さん

記名被保険者：藤原さん

補償内容：対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害保険が付帯されている。

[契約②]

保険種類：ゴルファー保険

保険契約者＝保険料負担者：藤原さん

被保険者：藤原さん

補償内容：ホールインワン・アルバトロス費用担保特約が付帯されている。

[契約③]

保険種類：普通傷害保険

保険契約者＝保険料負担者：藤原さん

被保険者：藤原さん

死亡保険金受取人：藤原さんの配偶者

補償内容：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

1. 藤原さんが所有する自動車が事故により損害を受け、[契約①]の車両保険金300万円を藤原さんが受け取った場合、非課税である。
2. 藤原さんがゴルフプレー中に誤って他人にケガをさせて、[契約②]の損害賠償責任保険金200万円が被害者に支払われた場合、被害者の受け取った保険金は、非課税である。
3. 藤原さんがゴルフプレー中にアルバトロスを達成し、贈答用記念品購入費用を補填するものとして、[契約②]のホールインワン・アルバトロス費用保険金100万円を藤原さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 藤原さんが不慮の事故で死亡し、[契約③]の死亡保険金5,000万円を藤原さんの配偶者が受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。